



ゆら

2017
12月号

今月号の主な内容

- ◎各地区で防災訓練 大津波に備える 2
- ◎平成 29 年度 由良町文化表彰式 3
- ◎平成 29 年度「税に関する中学生の標語」について ほか 4
- ◎由良町元気高齢者運動教室 ほか 5
- ◎後期高齢者医療制度に加入の皆さまへ ほか 6
- ◎お知らせ 7～8
- ◎年末年始のお知らせ ほか 9
- ◎固定資産税について ほか 10
- ◎ゆら部 ～ Yura Love ～ ほか 11
- ◎由良町 12 月カレンダー 12

各地区で防災訓練 大津波に備える

「津波防災の日（11月5日）」に先立ち、10月28日（土）に津波避難訓練を実施しました。

午前9時3分に防災行政無線、携帯電話やスマートフォンのエリアメールで、「東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。」と呼びかけ、住民と町職員の総勢1,164名が指定されている避難場所へ避難しました。避難後、各自主防災組織から、防災行政無線により各地区避難者数の報告を受けました。

津波避難訓練終了後には、各地区で炊き出し訓練や自動体外式除細動器（AED）訓練等が行われました。

また、「由良町防災ヘリポート」では、海上自衛隊由良基地分遣隊からの要請を受けた徳島県小松島基地所属のヘリコプターによる離着陸訓練が行われ、安全に離着陸できることが確認されました。

ヘリコプター着陸後には、搭乗していた海上自衛隊第24航空隊の^{なかたのりお}中田典男司令から町長へ記念盾の贈与がありました。

今後、災害発生時には「由良町防災ヘリポート」を活用した空からの支援が可能になります。

これからも、町と住民が一体となり、防災意識の向上に努めて参ります。



平成 29 年度 由良町文化表彰式

11月3日（金）文化の日、役場において平成29年度由良町文化表彰式が開催されました。この文化表彰式は、今年度で25回目を迎え、文化賞・文化功労賞・文化奨励賞それぞれ1名が受賞されました。



【文化賞】

かたおか みちよ
片岡 三千代氏（阿戸）

昭和22年から華道を始め、平成15年に由良町文化功労賞を受賞。

地域の方々や、障害者支援施設に赴き、施設利用者を対象に華道教室を実施されており、華道のみならず様々な地域貢献活動にも積極的に参加されています。

【文化功労賞】

むらやま
村山 やよい氏（吹井）

御坊市展や和歌山市展、和歌山県展で数多くの賞を受賞、更に読売書法展や日本書芸院展等の全国規模の作品展でも優秀な成績を収められています。

現在も吹井の村山教室で地域の子供達に書道を指導し、何人もの生徒を作品展入賞に導いています。

【文化奨励賞】

こばやし みゆ
小林 美佑氏（衣奈）

平成27年、日高高校箏曲部に入部し、平成29年8月5日に第41回全国高等学校総合文化祭「みやぎ総文2017」の日本音楽部門に、県代表として出場し、優良賞を受賞されています。

また、同年8月22日に行われた、県高校総合文化祭邦楽部門発表会第53回県高校邦楽連盟定期演奏会で優勝されています。

平成 29 年度「税に関する中学生の標語」について

日高地方租税教育推進協議会が主催する「税に関する中学生の標語」で、以下 3 名の方が優秀作品に選出されました。(敬称略)

切り開け 笑顔ある町 納税で
税金で 支える社会 創る未来
税金は 変わる未来の 第一歩

由良中学校 3 年
由良中学校 3 年
由良中学校 3 年

なかむら ありさ
はまがみ のどか
しばた せいや
芝田 聖弥



由良町税金クイズについて

税について考えていただくことを目的として、由良町税金クイズを開催しましたところ、118 名の応募がありました。クイズの答えは、以下のとおりです。

問題 1. 住民税は何歳以上の方が、支払わないといけないでしょうか。

① 16 歳以上 ② 18 歳以上 ③ 20 歳以上 ④ 年齢は関係ない

答え ④ 年齢に関係なく、所得の額が一定以上あれば支払わないといけません。

問題 2. 由良町オリジナルナンバープレートの交付枚数は約何枚でしょうか。

① 約 80 枚 ② 約 120 枚 ③ 約 240 枚 ④ 約 510 枚

答え ① 平成 29 年 10 月 1 日現在 81 枚交付されています。



問題 3. 平成 28 年度由良町一般会計の歳入総額のうち町税の割合は約何%でしょうか。

① 約 13% ② 約 21% ③ 約 30% ④ 約 39%

答え ② 全歳入のうち、20.8% (7 億 8,510 万円) が町税による歳入です。

問題 4. 平成 28 年度由良町で約 5 億円の歳入がある税金はどれでしょうか。

① 固定資産税 ② 軽自動車税 ③ 特別土地保有税 ④ たばこ税

答え ① 平成 28 年度の固定資産税は 4 億 9,715 万円の歳入がありました。

問題 5. 平成 28 年度国民健康保険特別会計歳入は約何億円でしょうか。

① 約 2 億円 ② 約 4 億円 ③ 約 7 億円 ④ 約 10 億円

答え ④ 歳入が 10 億 424 万円、歳出が 10 億 386 万円です。

賞品の当選者は、以下のとおりです。(敬称略)

当選された方には賞品を送付します。

○一般の部

大江 裕子
木村 広江
橋本 百合子
濱口 芳美
渡邊 恵里奈

○中学生の部

石方 慶将
大井 颯垂
片山 華子
野田 琉斗
花岡 達登



抽選の様子

○ 由良町元気高齢者運動教室 ○

**元気な高齢者のみなさん、健康のためにみんなで
楽しく運動しませんか？**



- ①気 功 ②肩こり腰痛改善予防運動 ③もの忘れ予防
④水中運動（希望者のみ）等実施予定

ご希望の方は、住民福祉課にお申込みください。なお、電話での受付も行っていますので、たくさんの方の参加をお待ちしています。

対象者：65 歳以上で要介護（要支援）認定を受けていない方

参加費：3,000 円（送迎付きの全 12 回分）

※ お弁当をご希望の方は、1 回につき別途 520 円が必要となります。

期 間：平成 30 年 1 月 5 日（金）から毎週金曜日（全 12 回）

参加募集締切日：平成 29 年 12 月 22 日（金）

～ 運動を実施する施設 ～

厚生労働大臣認定 健康増進施設・指定運動療法施設

社会医療法人 黎明会「メディカル&フィットネス アクオ」

御坊市湯川町財部 7 3 3 - 1

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品のご案内

後期高齢者医療被保険者の方は、11 月下旬から 12 月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1 か月の自己負担額が 200 円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

- ※ ジェネリック医薬品への切替えを強制するものではありません。
- ※ お薬によっては、ジェネリック医薬品への切替えができない場合があります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。



詳しいことについては、後発医薬品利用差額通知コールセンター フリーダイヤル（TEL 0120-53-0006 通話無料）又は和歌山県後期高齢者医療広域連合（TEL 073-428-6688）までお問い合わせください。

～ 後期高齢者医療制度に加入されている方へ ～

健康診査は平成 30 年 2 月末日まで受診することができます。受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受診されていない方は、この機会に是非ご自身の健康状態をチェックしましょう。費用は無料です。

○健康診査

- ・対象者
75 歳以上の方、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害認定を受けられた方
- ・検査項目
問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝
- ・実施場所
受診券と同封している実施医療機関一覧に記載の医療機関

○歯科健康診査

※ 対象の方には 5 月末に受診券等を発送しています。

- ・対象者
平成 29 年 3 月末で 75 歳、80 歳、85 歳の方と 90 歳以上の方
- ・検査項目
問診、口腔内検査、口腔機能検査
- ・実施場所
受診券と同封している実施医療機関一覧に記載の医療機関



詳しいことについては、和歌山県後期高齢者医療広域連合（TEL 073-428-6688）までお問い合わせください。

架空請求ハガキにご注意ください！！

日高管内において「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から架空請求ハガキが送られてくる事案が急増しています。

内容は、「民事訴訟管理センター」から消費者に「裁判所に訴状が提出された。」との脅しをかけ、不安にさせることで訴訟を取下げるように誘導し、最終的にはプリペイドカード等による支払を要求してきます。

もしも「民事訴訟管理センター」及びそれに類する架空請求ハガキを受け取った場合は無視するか消費者ホットラインに連絡してください。

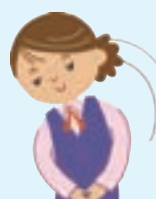


詳しいことについては、消費者ホットライン 局番なし「^い1^や88」又は日高地域消費生活相談窓口（TEL 52-5288）までお問い合わせください。

お知らせ

町税の納期限

12月25日(月)



○固定資産税 第4期

○国民健康保険税 第7期

☎ 国税務課 (65) 1802

自動通話録音機を設置しませんか

振り込め詐欺や特殊詐欺等の被害、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、警告メッセージと録音機能付きの自動通話録音機をお貸しします。

貸与から1年経過すれば

録音機は無償で譲渡します。

◆対象者

65歳以上のひとり暮らしの方

65歳以上のみの世帯の方

平日の日に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方

☎ 総務政策課 (65) 1801



国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要となります。

☎ ねんきん加入者ダイヤル

0570(003)004

田辺年金事務所 ☎ 0739(24)0432

児童扶養手当制度のご案内

◆児童扶養手当とは

父母の離婚や死亡などで、父や母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立を促し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

○児童扶養手当を受けることができる方は次のとおりです。

- ① 離婚：母(父)が婚姻を解消した児童
- ② 死亡：母(父)が死亡した児童
- ③ 障害：母(父)が一定の障害にある児童
- ④ 生死不明：母(父)の生死が明らかでない児童

- ⑤ 遺棄：母(父)が1年以上遺棄している児童
- ⑥ DV：母(父)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

- ⑦ 拘禁：母(父)が1年以上拘禁されている児童

- ⑧ その他：母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※ その他所得制限等があります。

☎ 住民福祉課 (65) 0201



第69回人権週間のお知らせ

平成29年度は「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」を重点目標に啓発活動が展開されます。

◆人権週間 12月4日(月)～10日(日)
 閏住民福祉課 ☎(65) 0201

平成29年度人権ポスター、標語作品 展示会のご案内

人権ポスター、人権標語の展示会を開催します。町内の小・中学生が夏休みの課題として取り組んだ人権に関するポスター(全作品)と人権標語(全作品)を展示します。お誘い合わせ、ご来場ください。

◆日時 12月1日(金)～3日(日)

◆場所 中央公民館 第2研修室

閏住民福祉課 ☎(65) 0201



「特設人権相談」を実施します

女性や子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。

由良町人権擁護委員による無料相談会を左記日程のとおり開催しますのでお気軽にご相談ください。

◆日時 12月5日(火) 13時30分～15時30分

◆場所 由良町役場 1階相談室

閏住民福祉課 ☎(65) 0201

第48回町内駅伝競走大会 参加者募集について

今年はコースを変更し駅伝競走大会を実施します。

◆日時 12月17日(日)

◆場所 白崎会館周辺

◆対象 由良町在住(出身者を含む)・在勤(町内スポーツ団体組織加入者を含む)の小学3年生以上の方

◆参加費 無料

◆申込先 教育委員会教育課

◆申込締切日 12月11日(月)

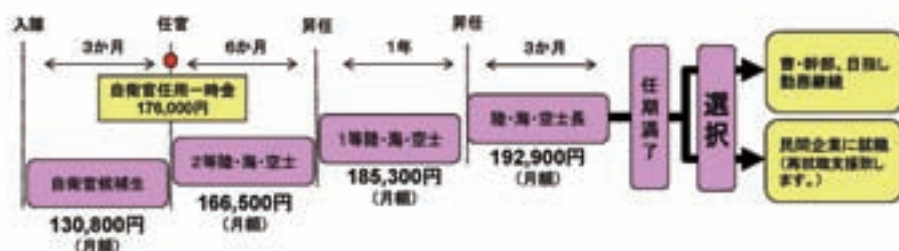
閏教育委員会教育課 ☎(65) 1800

自衛官候補生採用試験のお知らせ

- 身分 特別職国家公務員
- 募集資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
- 試験期日 平成29年12月16日(土)・平成30年1月13日(土)
- 受付 試験日の前日まで

- 特例退職手当 任期満了毎に特例退職手当を支給

	陸上自衛官	海上・航空自衛官
	1任期目：1年9か月 2任期目：2年	1任期目：2年9か月 2任期目：2年
1任期	約56万円	約93万円
2任期	約142万円	約148万円



※ 給与には、年2回のボーナスの他に、各種手当が加算支給されます。また、宿舍費は無料で衣・食・寝具等も支給又は貸与されます。

詳しいことについては、自衛隊御坊地域事務所 (御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階 TEL 23-0020) までお問い合わせください。

年末年始のお知らせ

○役場・中央公民館・衣奈会館・白崎会館の休業日及び休館日は下記のとおりです。
12月29日（金）～1月3日（水）

※ 役場では休業日に限らず、出生・婚姻・離婚・死亡届等を受け付けています。



○ごみ収集及び御坊広域清掃センターへの直接持込みについて

	29 金	30 土	31 日	1 月	2 火	3 水
ごみ収集	通常	休業 ごみ収集及び御坊広域清掃センターへの直接持込みは、 1月4日（木）から通常となります。				
直接持込み	持込受付は、午後4時まで。					

（持込み料金は一般の方1トンあたり3,240円です。）

※ 持込みには「持込許可証」が必要となります。年末は役場の日直が許可証を発行しますので、ごみを車に積み込んだ後、受付終了時間の1時間前までに役場までお越しください。

※ 直接搬入するときには、車両からごみの落下や飛散防止に努めるようお願いします。

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

労働安全衛生法に基づく各種講習のご案内

建設業労働災害防止協会和歌山県支部では、労働安全衛生法に基づく講習等を実施しています。
平成29年度12月～3月期は、次のとおり予定しています。

講習の名称	日 時	受講料等	受付開始日
足場の組立て等作業主任者	1月23日（火） ～1月24日（水）	10,290円	12月25日（月）～
木造建築物の組立て等作業主任者	2月6日（火） ～2月7日（水）	10,180円	1月9日（火）～
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	3月6日（火） ～3月8日（木）	17,690円	2月5日（月）～

- 注1. 講義時間は、午前9時から午後5時までですが、講習内容により時間が異なる場合があります。
講習場所は、いずれも和歌山県建設会館3F会議室です。
2. 講習会の受付は、講習会開催の約1か月前からです。
3. 受講料は、建設業労働災害防止協会和歌山県支部に持参されるか現金書留でお支払いください。
4. 受講料等には、テキスト代が含まれています。テキスト代が改定された場合は、受講料等が改定される場合があります。
5. 定員になり次第、受付終了となります。
6. 申込者が少数の場合は、講習会が中止になる場合があります。

詳しいことについては、建設業労働災害防止協会和歌山県支部（TEL 073-436-1327）までお問い合わせください。



第32回全国健康福祉祭和歌山大会
ねんりんピック紀の国わかやま2019
あふれる情熱 はじける笑顔
平成31年11月9日（土）～12日（火）

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。

◎家屋を取り壊していませんか？

住宅、車庫、物置、工場などの家屋で全部又は一部を取り壊したときは、税務課までご連絡ください。固定資産税は1月1日現在に所有している土地、家屋及び償却資産に課税される税金です。

したがって、取り壊された翌年の１月１日には存在しない家屋となりますので、翌年度から課税されなくなります。登記をしている家屋については、法務局で滅失登記をしていただくようお願いします。

◎固定資産税（家屋・土地）の納税義務者が死亡した場合の手続について

納税義務者が死亡した場合は、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

登記がされている家屋及び土地の正式な所有者の変更は、法務局での相続登記が必要になりますが、その手続きがお済みでない場合、「相続人代表者届出書」により相続人の代表を決めていただくことになります。

この届出に基づき相続人代表者に納税通知書などを送付させていただきます。(家屋が登記されていない場合は、「未登記家屋所有者変更届出書」で家屋の所有者を変更できます。)

「相続人代表者届出書」「未登記家屋所有者変更届出書」の必要な方は、税務課までご連絡ください。

◎土地の用途変更について

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめ税務課までご連絡ください。

詳しいことについては、税務課（TEL 65-1802）までお問い合わせください。

森林の立木を伐採するときには届出などが必要です

ご自身や他人が所有する森林の立木を伐採するときは、届出又は県への林地開発許可申請（1 ha 10,000㎡を超える開発行為の場合）が必要となります。なお、無届・無許可により伐採した場合、森林法に基づいて罰則を科される場合があります。

◆届出などの時期

○普通林の場合

- ・伐採する 30 日前までに届出が必要

○保安林の場合

- ・皆伐は、伐採面積の限度公表日から 30 日以内に県への許可申請が必要
- ・天然林の択伐は、伐採する 30 日前までに県への許可申請が必要
- ・間伐又は人工林の択伐は、伐採する 20 日前までに届出が必要

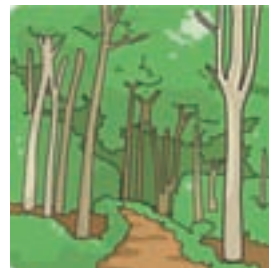
◆無届伐採を行った場合の罰則

○普通林の場合

- ・100万円以下の罰金に処される場合があります。

○保安林の場合

- ・150万円以下の罰金に処される場合があります。



- 普通林…制限林以外の森林
- 保安林…水を育んだり土砂崩れ等の災害を防止したり、保健休養などの特定の公共目的を達成するため森林法に基づいて一定の制限が課せられている森林

詳しいことについては、産業建設課（TEL 65-1203）又は日高振興局農林水産振興部林務課（TEL 24-2912）までお問い合わせください。

ゆら部 ～ Yura Love ～



部員 No.020

- お 名 前 なか はつみ 中 初美さん
- 年 齢 60 代
- ご 職 業 飲食業
- お住まい 小引区
- 頑張っていること・続けていること
ゆらつくらん会の活動や由良町の観光の活動
- 由良町の好きなところ
住民の心が熱いところ
他にない絶景があるところ
- 広報誌読者の方へ
これからも由良のPRをがんばります。



『ゆらの助』活動目誌♪

由良町観光PRキャラクターの「ゆらの助」だよ！

今年もあと少しだね！今年もすごく楽しい1年だったなあ♪来年はどんな楽しいことが待っているのかなあ。考えただけでもわくわくするよ♪残り1か月も全力で楽しむぞ～！

○第15回ゆらふれあい祭

11月5日（日）にゆらふれあい祭が開催されたので、今年も遊びに行ってきたよ♪

おいしそうな産品がいっぱい並んでいて、日高高校のブラスバンド部の演奏や餅まきもあって、たくさんの人が来てくれたよ♪僕と遊んでくれたお友達もありがとね♪とっても楽しい1日だったなあ！また来年も遊びに行くぞー！！



みんな僕と遊んでくれてありがとう♪



たくさんの人で賑わったよ！

○ゆるキャラグランプリ 2017 速報！

ゆるキャラグランプリ 2017 が行われ、エントリーされた全国のゆるキャラ 681 件中、ゆらの助が 10,403 ポイントを獲得し、80 位となりました。

皆さま投票いただき、ありがとうございました。

2017 年 12月号 由良町カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	1	2 ・人権ポスター標語展示会(中央公民館)3日まで
					← わかやま冬の交通安全運動 12/1～12/10	
					可燃ごみ 2	
3	4	5 ・消費生活巡回相談(白崎会館) ・健康相談(衣奈会館) ・腰痛、膝痛予防教室(中央公民館) ・人権特設相談所開設(役場1階相談室)	6 ・育児相談(子育て支援センター)	7 ・無料法律相談(中央公民館) ・運動教室(中央公民館) ・健康相談(中央公民館)	8	9
	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	プラスチックごみ	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	
10	11	12 ・運動教室(中央公民館) ・リトミック(子育て支援センター)	13	14	15	16 ・婚活交流イベント「クッキング de マッチング」
	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	不燃ごみ	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	
17 ・第48回町内駅伝競走大会	18 ・2歳6か月児、3歳6か月児健診(白崎会館)	19 ・消費生活巡回相談(中央公民館) ・腰痛、膝痛予防教室(中央公民館)	20 ・粗大ごみ(南・江ノ駒) ・育児講座・クリスマス会(子育て支援センター)	21	22	23 天皇誕生日
	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	資源ごみ 1	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	← 消防団年末警戒 12/23～12/30
24 ・清掃センター日曜開場(受付11:00まで)	25 ・固定資産税第4期、国民健康保険税第7期納期限	26	27 ・粗大ごみ(衣奈)	28	29 ・清掃センター(持込16:00まで)	30
	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	資源ごみ 2	可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	← 役場閉庁、(中央公民館、白崎会館、衣奈会館)休館 12/29～翌年1/3
31	1/1 元旦	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6
				可燃ごみ 1	可燃ごみ 2	

ごみ収集日1の地区…横浜・網代・衣奈・小引・戸津井・三尾川・糸谷・吹井・柳原・黒田

ごみ収集日2の地区…里・南・阿戸・江ノ駒・門前・畑・中・大引・神谷

※ごみは、収集日当日の午前2時までに所定の場所にお出してください。

詳しいことについては、役場(TEL 65-0200)までお問い合わせください。

由良町の人口と世帯

() 前月比

平成29年10月末現在

人口	5,965	(- 15)
男性	2,929	(- 9)
女性	3,036	(- 6)
世帯数	2,728	(1)

発行 由良町総務政策課

和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

TEL 0738-65-0200

ホームページアドレス

<http://www.town.yura.wakayama.jp/>

『防災無線』電話で確認サービス(無料)

TEL 0120-001-687